

第 56 号

徳島県教育振興計画（第2期）の策定について

徳島県教育振興計画（第2期）を別冊のとおり定める。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

徳島県教育振興計画（第2期）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

**徳島県教育振興計画（第2期）**

**（案）**

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 策定の趣旨	1
2 基本的性格	1
3 計画期間	1
第2章 本県がめざす教育	
1 基本理念	2
2 基本目標	3
第3章 今後5年間に取り組む施策	
基本方針1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現	4
1 キャリア教育の推進	
2 グローバル化に対応した教育の推進	
3 ICT活用能力の育成	
4 スポーツ文化の創造	
5 伝統文化の継承と文化芸術の創造	
基本方針2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現	5
1 確かな学力の育成	
2 豊かな心の育成	
3 健やかに生きる力の育成	
4 個性がひらく特別支援教育の推進	
5 行動につながる人権教育の推進	
6 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進	
基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現	7
1 学校・家庭・地域の連携の推進	
2 とくしまの教育力の活用	
3 幼児期の成長を支える取組の推進	
4 社会教育における人権教育の充実	
5 地域の教育に貢献する人材の育成	
基本方針4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現	8
1 多様なニーズに対応した学習機会の提供	
2 学びの環境の充実	
3 郷土とくしまから学ぶ機会の充実	
4 文化遺産を活用した学びの場づくり	
5 学び続ける場と機会の充実	
6 生涯スポーツの振興	
基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現	9
1 安全・安心なとくしまの学校づくり	
2 社会の変化に対応した魅力ある学校づくり	
3 私立学校の振興	
4 希望に導く教職員の育成	
5 教育機関の運営体制の充実	

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化やグローバル化等が急速に進行する中、百年に一度と言われる経済危機の最中に、東日本大震災とそれに伴う原発事故により、かつて経験したことのない危機的な状況に直面しています。

この厳しい状況を乗り越え、我が国がいち早く再生するためにも、国の内外における様々な問題に対して、英知を結集して解決策を見出し、これを着実に実行していくことが重要です。

本県では、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」を策定し、「郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」を基本目標に掲げ、各種の教育施策を積極的に推進して参りました。

現在の計画を策定して以降の社会情勢の変化や、とりわけ東日本大震災を教訓とした防災に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く状況の大きな変化に子どもたちが適切に対応し、自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を創造する、真の「生きる力」を育成するため、各学校段階における基礎学力の定着、豊かな心の育成、防災教育の充実など、子ども一人一人が持つ個性や能力をさらに伸ばさせる教育が強く求められています。

こうした状況の中、現計画の成果と課題を踏まえつつ、改めて本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示した新たな本県教育の指針となる徳島県教育振興計画(第2期)を策定するものです。

## 2 基本的性格

「徳島県教育振興計画」は、本県教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針や取組を明らかにするものであり、国の「教育振興基本計画」を参酌する中で、徳島県の実情を踏まえて策定するものです。

また、この計画は、「幸福を実感できる」オンリーワン徳島の実現を基本理念として、平成23年7月に策定され、世界に輝く「宝の島・徳島」をめざす新たな県政運営の指針となる「いけるよ！徳島・行動計画」との整合性を保ちながら、少子高齢化の進行など、今後10年間の社会情勢の変化を見据えた上で、教育をめぐる様々な課題に適切に対応するため、今後5年間に取り組む具体的方策について示すものです。

さらに、この計画は、国に対して、本県の教育目標達成に向けた提言的性格を持つとともに、市町村や教育関係団体に対して、県との一体的な施策の推進を期待し、また、保護者や地域住民、企業等に対して、本県教育の目標や具体的な取組を明らかにすることにより、理解と協力、教育活動への積極的な参画を期待するものです。

## 3 計画期間

平成25年度から平成29年度まで(5年間)

## 第2章 本県がめざす教育

### 1 基本理念

平成25年度から平成34年度までの10年間を見通した本県教育の基本理念を次のとおりとします。

地域とともに、新たな価値を創造し、  
未来を切り拓く人を育てます

郷土への誇りと国際的な視野を持ち、  
社会に貢献する人を育てます

教育の普遍的な使命として、人格の完成による個人の幸福の実現と同時に、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた人を育み、社会の維持・発展、文化文明の継承・発展などに寄与する態度を養うことが重要です。

一方、現在の日本や本県に目を向けてみると、経済的な国際競争の激化や国内産業の空洞化、少子高齢化の進行など、これまで以上に変化の激しい社会・経済情勢が続くことが予想されています。また、平成23年3月11日に起こった東日本大震災というこれまで我々が経験したことのない大災害に直面するなかで、私たちは日本社会における「絆」や「協働」、「生きる力」の大切さを改めて強く認識しました。

現在の、そしてこれからの本県の教育には、教育の普遍的な使命の達成とともに、これからの時代を力強く生き抜く人を育てることが求められています。教育だからこそできること、教育でなければできないことを県民一人一人がしっかりと受け止め、学校や教育委員会だけでなく、徳島県に関わりのある全ての人々が一体となって、これからの時代を担っていく徳島の子どもたちを育むと同時に、自らも学習者となり生涯を通じて学び続ける中で自己実現をめざしながら社会に対して学習の成果を還元していく生涯学習社会を実現することが求められています。

こうした社会の実現をめざすために、次に述べる思いを込めて本県教育の基本理念としました。

ひとつは、学校・家庭・地域が一体となって、社会のグローバル化・情報化・少子高齢化などに対応し、様々な課題の解決に向けて新たな視点や発想に基づく価値を創造し、未来を切り拓いていく人を育てるという思い。

もうひとつは、本県の恵まれた自然、豊かな歴史と文化、おもてなしの心など誇るべきかけがえのない財産に気づき、よく知り、そこから学ぶことで醸成されるふるさと徳島への誇りを持ちつつ、我が国を愛する心と、他国を尊重する国際的な視野を持ち、多様な価値観を持った人たちが互いを認めあいながら豊かに生きる社会の創造に貢献する人を育てるという思いです。

## 2 基本目標

基本理念を実現するための本県教育の基本目標を次のとおりとします。

とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり

～県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現～

「とくしまの教育力を結集し」では、東日本大震災で強く認識された「絆」や「協働」の大切さを意識し、子どもを中心に据えた学校・家庭・地域の連携、生涯を通じた学びの機会の充実などを通してとくしまの教育力を一層高めていくとともに、その教育力を一つにまとめるという思いを表しています。

「未来を創造する」では、基本理念を受けて、地域社会から広くは国際社会の形成者として、新たな時代を創り出す「自覚」と「意欲」と「資質」を持った人を育てていくという思いを表しています。

「たくましい人づくり」では、急激に変化する現在の社会や東日本大震災の教訓を踏まえ、どのような状況においても自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を生み出す、真の「生きる力」を身に付けた人を育てていくという思いを表しています。

また、副題「県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現」において、県民の方々や生徒・保護者の考え方の多様化が益々進む中、教育に対する様々な考え方やニーズを取り入れながら、学校・家庭・地域が連携しつつ、県民及び行政が一体となって本県の個性を生かした教育施策を積極的に展開していくという思いを込めて、基本目標の実現のために、施策や事業を推進する際の基本的な考え方を表しています。

この基本目標を達成するために、これからの「とくしまの教育」で実現する内容を、基本方針として次に掲げます。

- 基本方針1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現
- 基本方針2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現
- 基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現
- 基本方針4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現
- 基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

## 第3章 今後5年間に取り組む施策

### 基本方針1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現

現在、グローバル化・情報化・少子高齢化など日本社会は様々な課題に直面しています。これらの課題を解決していくためには、これまでにない新たな視点や発想に基づく価値を創造し、社会の各分野を牽引していく人づくりが重要となってきました。そのため、語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ等を備えた人を育てるために、キャリア教育の推進やグローバル化に対応した教育の推進、スポーツ活動や文化芸術活動の充実に取り組みます。

#### 1 キャリア教育の推進

発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を実施するとともに、体験的な活動を充実させることにより、児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な能力や態度を育成します。また、産学官の連携により、専門性を身に付けた実践力のある人材を育成するとともに、専門的な分野・領域の学習や生徒の将来に対する進路学習等で高大連携を推進します。

#### 2 グローバル化に対応した教育の推進

学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校5、6年生で週1時間（年間35時間）の外国語活動が導入されています。また、平成24年度からは中学校での英語の授業時数が週3時間から週4時間へと増え、学ぶ語数も大きく増加しています。さらに、平成25年度からは高等学校において、学ぶ語数の増加とともに、授業は英語で行うことが基本となりました。

この流れを受けて、児童生徒にグローバル社会における英語の必要性について理解を促し、外国語（英語）学習のモチベーションの向上を図りつつ、外国語（英語）を使う機会の拡大をめざしていきます。

具体的には、外国語（英語）授業の指導改善を図るとともに、海外の学校との交流や留学等を促進することにより、国際的な視野を持ち、外国語（英語）運用能力やコミュニケーション能力の備わった児童生徒を育成します。

また、日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようにします。

### **3 ICT活用能力の育成**

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代と言われています。こうした時代に生きる児童生徒に必要な不可欠な力である、必要な情報を主体的に収集・判断・処理等し、発信・伝達等ができるICT活用能力の育成に向けた取組の一層の充実を図ります。

### **4 スポーツ文化の創造**

各競技団体が将来にわたり、計画的・継続的に競技力向上に取り組むことができるように、一貫指導体制の構築や優秀な指導者の育成を推進するとともに、競技人口の拡大や重点的・集中的な強化策の視点も踏まえ、関係機関との連携を図り各種事業を効果的に進めます。

学校での指導力・競技力の向上を図るとともに、各競技の底辺の拡大や選手の確保のため、競技力向上スポーツ指定校が中学校や地域と連携した活動を実施することを推進します。

また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるように、多くの県民の方がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。

### **5 伝統文化の継承と文化芸術の創造**

学校における伝統文化・文化財の継承に資する教育を推進することで、児童生徒がふるさと徳島の文化について県内外で発信できるように取り組みます。

また、文化の森総合公園各館において、資料の継続的な収集に努めるとともに、魅力的な展示や体験学習等の実践を通して、伝統文化の継承と文化芸術の創造につなげます。

## **基本方針2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現**

雇用環境の大きな変化による将来への不安、学校での学習と将来への展望のつながりを見出しにくくなっていることなどを背景として、学ぶ意欲の低下が大きな課題となっています。また、行き過ぎた個人主義の風潮や物質的な充足感、地域でのつながりの希薄化による交流や各種体験の不足、体を動かす機会の減少などを背景に、規範意識、社会性、体力の低下等の課題もあります。

そのため、学校教育において、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を身に付け、多様で変化の激しい社会において個人として自立し協働できる人づくりが求められています。

「生きる力」を身に付けた子どもたちが、これからの社会を生き抜くために、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と柔軟な思考力に基づき、主体的に課題を解決したり、他者とコミュニケーションし、協働していく能力を身に付けることができる教育を実現します。



## **1 確かな学力の育成**

「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成を図り「確かな学力」を育成します。

## **2 豊かな心の育成**

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育てます。

そのため、家庭や地域と連携を図り、規範意識を育成し、いじめや暴力行為を許さず、生命を大切に作る心や思いやりのある心、豊かな感性を育む道徳教育の充実を図ります。

また、各学校において、家庭や地域との連携を図り、児童生徒の実態に応じた様々なボランティア活動を進め、子どもの社会教育への意欲の醸成に資する活動を一層推進します。

エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土とくしまを愛するモラルの高い児童生徒を育成するために、「新学校版環境ISO」の認証取得を推進します。

## **3 健やかに生きる力の育成**

学校体育の充実を図り、子どもたちが自分にあった運動を継続して、運動習慣の確立を図ります。また、学校における食育、健康教育を推進し、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活が送れる力を育成します。

## **4 個性がひらく特別支援教育の推進**

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、校内委員会を活用して各学校における適切な教育を行うとともに、個別の教育支援計画を作成・活用して医療・保健・福祉・労働等の機関と連携し、幼児期から就労期まで一貫した指導・支援が行えるよう、一人一人の自立と社会参加を見据えた取組を推進します。

## **5 行動につながる人権教育の推進**

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進します。また、人権教育の指導内容や指導方法等の研究・実践を進め、幼児児童生徒の知識・理解を深め、確かな人権感覚を育て、実践力を養うとともに、教員の指導力の向上と資質の向上を図ります。

## **6 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進**

学校において、様々な学習機会を活用し、芸術文化に関する体験学習や優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図ることにより、児童生徒が豊かな感性や情操、創造性、コミュニケーション能力などを養うことができるよう取り組みます。

人権は、すべての人間が幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利であり、現在だけでなく将来にわたってすべての人に保障されるべきものです。

そのため、あらゆる教育の機会において人権尊重の理念を浸透させることで、多様性を認め合いながら、個人それぞれのよさを生かして、互いに協働し高め合うことのできる社会を実現することをめざしています。

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域が一体となって社会的課題の解決に取り組むとともに、社会における様々な立場の人が、それぞれの豊かな経験や知識・技能を、次世代の育成支援や地域の人材育成に活用する取組を推進します。

### **1 学校・家庭・地域の連携の推進**

「とくしま教育の日」関連行事の開催により、県民の方々の教育に対する理解を深めるとともに、子どもたちの基本的な生活習慣の形成支援、放課後や休日における安全安心な居場所づくりを通して、学校・家庭・地域が一体となった教育体制づくりを進めます。

また、人権に関する学習活動や交流・体験活動を進める総合的な取組を学校・家庭・地域が一体となって推進し、人権尊重の学びの場をつくり、人権意識を高め、人権問題解決への行動力を育成し、その成果の普及を図ります。

### **2 とくしまの教育力の活用**

地域住民の教育支援活動への参画を通して、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運の醸成を進めます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校評価の成果・課題等を集約して市町村教育委員会及び学校に指導・助言・啓発を行うとともに、学校や地域の実情を踏まえた実効性のあるコミュニティ・スクールの制度活用ができるように積極的な情報提供等を行います。

### **3 幼児期の成長を支える取組の推進**

幼稚園と保育所、認定こども園、小学校との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進するとともに、家庭、地域社会の教育力を生かしたネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育の充実に取り組みます。

### **4 社会教育における人権教育の充実**

社会教育における人権教育は学校教育と相互に連携を図りつつ、生涯学習の視点に立って推進します。特に、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究大会等の人権に関する多様な学習活動を展開していくことを通じて、同和問題をはじめ様々な人権問題について理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めます。

## **5 地域の教育に貢献する人材の育成**

地域の絆を強め、地域の教育力を高めるため、人権教育や防災・減災をはじめとした地域の課題解決に取り組む人材の育成を進めます。

### **基本方針4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現**

子どもから高齢者まで、県民一人一人の夢や希望を実現するために、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざします。

そのために、「いつでも」「どこでも」学べる環境づくりに取り組み、学習に関する情報提供や相談が行える体制づくりを進めるとともに、学んだことを地域社会に還元できる機会の充実に取り組みます。

また、生涯にわたってスポーツに取り組める環境の整備を推進するとともに、地域の伝統文化や文化財を活用した学びや文化芸術活動のための生涯学習関連施設の充実に取り組みます。

### **1 多様なニーズに対応した学習機会の提供**

県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めます。

日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようにします。

### **2 学びの環境の充実**

生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざすための取組を、文化の森総合公園各館をはじめ生涯学習に関連する各施設において推進します。

文化の森総合公園各館においては、文化や芸術に直接ふれあう機会の充実を図り、子どもから高齢者、障害のある方々まで幅広く多くの県民に足を運んでいただける新鮮で魅力ある事業を実施します。

また、子どもから高齢者まで様々なライフステージ等に応じた学習環境を提供するため、公民館等の社会教育施設間の連携を進めます。

### **3 郷土とくしまから学ぶ機会の充実**

子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動において、文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めます。

学校において、児童生徒が身近にある伝統文化や文化財に触れ、学ぶことができる

よう、学習機会の充実に努めるとともに、保存団体による伝統文化・文化財の継承と活用の取組が活発になるようにします。

#### **4 文化遺産を活用した学びの場づくり**

県内所在の文化財について基礎調査を行い、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、文化財を単体ではなく、「群」として捉え、県民の参加を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす各地域の取組を支援します。

#### **5 学び続ける場と機会の充実**

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざし、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めます。

#### **6 生涯スポーツの振興**

生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」ことだけでなく、「観る」「支える」ことも含めた様々な方向からスポーツへの参画を促進するとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、市町村やスポーツ関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、効果的な事業を展開します。

### **基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現**

南海トラフ巨大地震等の自然災害、登下校中における交通事故、いじめによる自殺などから、子どもたちの尊い命を守るための取組の重要性が以前にも増して高まっています。

そのため、ハードとソフトの両面から学校施設の耐震化、防災機能の強化を図るとともに、防災教育の充実、通学路の安全確保に地域や関係機関と連携して取り組みます。また、いじめの早期発見や相談支援体制の充実、多発する事件や事故から子どもたちを守るための教育を推進します。

また、子どもたちを育む教育環境が魅力あふれるものであり、かつ、信頼されるものとなるよう教育内容の充実や教職員の資質向上に一層取り組むとともに、それぞれの教育機関における運営体制の充実を図ります。

#### **1 安全・安心なとくしまの学校づくり**

県立学校や市町村立学校の耐震化を推進し、児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の実現に努めます。さらに県立学校については、中核的な避難所として機能するように、施設・設備の強化・充実を進めます。

児童生徒が、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図るとともに、学校の安全体制を確保するため、防犯・交通安全・防災で関係者と連携して、幼児児童生徒の安全確保を図る取組を支援します。

また、児童生徒一人一人が生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりを推進します。

## **2 社会の変化に対応した魅力ある学校づくり**

県民にとって魅力のある教育活動を展開していくための高校再編を進めるとともに、少子化の進行やグローバル化への対応など中長期的な課題に対する調査・研究を行い、社会の変化に対応したこれからの高校教育を創造していきます。また、全国に発信できる徳島ならではの取組を行う日本のオンリーワンハイスクールの育成をめざします。

特別支援学校においては、発達障害者総合支援ゾーン内にあるみなと高等学園や併置する盲学校・聾学校など、各特別支援学校が障害に対する専門性を発揮した教育の展開やセンター的機能を発揮した相談支援に取り組みます。

また、少人数学級編制や少人数指導等の実施に必要な教員の配置を行い、児童生徒に対するきめ細かな指導体制を整備します。

## **3 私立学校の振興**

多様な教育サービスの選択肢を提供するため、私立学校の健全な運営や魅力ある学校づくりを支援し、公立学校との適切な連携・機能分担を進めます。

## **4 希望に導く教職員の育成**

これからの本県教育を担う教職員には、教職に対する強い使命感や高い倫理観はもとより、探究力や教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、さらには、豊かな人間性や社会性等の総合的な人間力が求められています。そのために、教員採用選考審査の改善により、より優秀な人材の確保を図るとともに、教職全体を通じて学び続ける教員を支援するなど、教職員の資質能力向上に向けた仕組みづくりや研修の充実に努めます。

また、メンタルヘルス対策や健康管理対策等を行い、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に発揮できるよう支援策を推進します。

## **5 教育機関の運営体制の充実**

教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を増加させるために、ICTを活用した校務の情報化に取り組みます。

徳島県教育振興計画を着実に実施していくために、外部有識者委員からなる徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、教育振興計画の進捗状況について、点検・評価を実施し、県議会に報告するとともに、毎年度末に、次年度に向けた事業内容や達成目標等について検討を行い、計画の改善見直しを実施します。